

# 1 取締役会の特別利害関係 取締役

弁護士 井上 博隆

## Q1-1 特別利害関係取締役にあたる場合

取締役会設置会社で、取締役会の決議をする場合に、特別利害関係取締役は議決に加わることができないと聞いています。どのような場合が、これにあたりますか。

### A1-1

主なものは、次頁の表の通りと考えられています。条文は、会社法を示します。(以下、特集記事においては、「法」と省略します。)

### 解説

1 会社法は、取締役会設置会社について取締役会の定足数と議決要件を定めているが、特別の利害関係を有する取締役は、これらの算定の基礎にされないと定めている(法369条1項2項)。しかし、何が「特別の利害関係」であるかについては定めていない。

取締役は、株式会社のために忠実義務を負う(法355条)。特定の取締役が、当該決議について、会社に対する忠実義務を誠実に履行することが典型的に困難と認められるような個人的利害関係ないしは会社外の利害関係を有する場合に、特別の利害関係があるとされている。そして、事後的に取締役会の決議が無効とされることによって取引の安全が害されることを事前に防止するために当該取締役の議決権行使を否定するのである。

特別利害関係取締役にあたるか否かについて学説の分かれるものは、「忠実義務を誠実に履行することが典型的に困難と認められるような個人的利害関係ないしは会社外の利害関係を有する場合」にあたるかどうかの判断によるものである。

特に、代表取締役の解職決議については、忠実義務と矛盾する個人的利害関係は認められず、株主総会における取締役の選任・解任に関する株主の支配力は代表取締役の選定・解職においても貫徹されるべきだという見解も多い。

しかし、最近の東京地判平成23年1月7日資料版商事法務323号67頁は、最判昭和44年3月26日民集23巻3号645頁にならって特別利害関係取締役にあたるとしている。

なお、平成25年6月13日に記者会見された川崎重工業株式会社の社長解職決議では、取締役全員が議決に加わったと報道されている(同日付msn産経ニュース)。

2 全ての取締役に金銭を貸し付ける場合、全ての取締役が譲渡制限株式の譲渡承認を得る場合、全ての取締役に第三者割当増資をする場合、全ての取締役の対会社の責任を一部免除する場合等は、各取締役それぞれ別個に決議することにより、当該取締役以外の取締役は特別利害関係取締役にあたらないと解されている。

3 なお、利益相反取引についてはQ2を、競業避止義務についてはQ3を、使用人兼務取締役にについてはQ5を、違法な決議による取締役の責任についてはQ4を併せて参照されたい。

## Q1-2 特別利害関係取締役の審議参加の可否

特別利害関係取締役は、定足数や議決要件の算定の基礎にされないとしても、取締役会の審議に参加できるでしょうか。

### A1-2

否定説、肯定説が分かれています。しかし、肯定説でも、取締役会は必要に応じて退席を求められることができると解されており、一方、否定説でも取締役会がその者に意見陳述・釈明の機会を与え、席に留まることを認めており、実質的に変わらないとされています。裁判例は否定説です。

### 解説

否定説の根拠は、特別利害関係取締役は、当該議題について取締役たる地位を失う(従って、このことから定足数の基礎から除外される)と考えることから審議参加も否定されると考えるものである。

一方、肯定説の根拠は、法369条1項2項の文言上、特別利害関係取締役は、定足数や議決要件の算定の基礎とされないことを意味するにすぎず、審議に参加することは否定するものではないと考えるものである。

否定説からは、会社法は書面決議制度(法370条)を認めており、この場合、特別利害関係取締役(代表取締役の解職決議の場合等)が、その議題の審議に参加することは当然には保障していないと解するのが合理的であるとして、基本的に否定説を採用することが妥当であるとしている。

東京地判平成7年9月20日判時1572号131頁及びこの控訴審判決の東京高判平成8年2月8日資料版商事法務

	特別利害関係取締役にあたる	あたらない	
取締役会設置会社における譲渡制限株式の譲渡承認（法139条）	譲受人・譲渡人とも通説		1
取締役会設置会社における取締役の競業取引承認（法365条1項）	通説		1
取締役会設置会社における取締役の利益相反取引の承認（法365条1項）	通説		1
定款の定めによる取締役会設置会社における会社に対する責任の一部免除（法426条1項）	通説		2
監査役設置会社以外の会社における会社・取締役間の訴えの会社代表者の選任（法364条）	通説		3
代表取締役選定の際の候補者		多数説	4
代表取締役解職決議の代表取締役	裁判例	現在の多数説?	4
総会で定めた役員報酬の配分		多数説	4
委員会設置会社における取締役を執行役・代表執行役に選任する場合		多数説	4
取締役会設置会社における業務担当取締役の選定（法363条1項2号）		多数説	4
取締役に重要な使用人を兼務させる場合	多数説		4
取締役に第三者割当増資を行う場合	多数説		4
株主総会に提出する退職慰労金議決案の対象となる取締役	多数説		4

- 1 取締役会設置会社以外は、株主総会の決議による承認を要する。（法139条1項）
- 2 取締役会設置会社以外は、当該取締役を除く取締役の過半数の承認を要する。（法426条1項）
- 3 監査役設置会社以外で取締役会設置会社以外又は取締役設置会社で株主総会の定めが無い場合は株主総会で定める。（法353条、法364条）
- 4 特別利害関係があると考えられる場合、取締役会設置会社以外は、当該取締役を除く取締役の過半数の承認を要するものと考えられる。

151号143頁は、否定説に立っている。

### Q1-3 特別利害関係取締役の議長として議事進行の可否

特別利害関係取締役は、議長として議事進行にあたることができるでしょうか。

#### A1-3

Q1-2の否定説に立つときは、当然に否定されます。肯定説に立つときは、説が分かれ、手続の公正を期すために否定する説が多数です。裁判例は否定説です。

#### 解説

肯定説からは、取締役会規則の「法律上の事故」にあたるとして、あるいは、公正を害するとして否定する説が多い。前記平成7年東京地判及び同8年東京高判は、Q1-2の否定説にたち、更に、平成7年東京地判は「取締役会の議事を主宰してその進行にあたる議長の権限行使は、審議の過程全体に影響を及ぼしかねず、その態様のいかんによっては、不公正な議事を導き出す可能性も否定できない」ことも理由とする。

### Q1-4 特別利害関係取締役が取締役会の決議に加わった場合の決議の効力

特別利害関係取締役が、決議に加わった場合は、議

決の効力はないのでしょうか。また、議長となって議決した場合は、どうでしょうか。

#### A1-4

無効となります。しかし、特別利害関係取締役を除いても決議に必要な多数が得られていれば有効とされています。特別利害関係取締役が議長になって議決した場合は、無効となりますが、反対の見解もあります。

#### 解説

1 取締役会決議に瑕疵がある場合の効力について、会社法は、株主総会と異なり（法830条・法831条・法838条）、規定を設けていない。したがって、一般原則に従って、当然に無効と解され、特別利害関係取締役が、決議に加わった場合や議長となって議決した場合は、無効と解される。

2 しかし、特別利害関係取締役を除いても決議に必要な多数が得られていれば有効とされている。この場合、Q1-2の否定説にたっても、当該取締役が審議に参加することにつき他の取締役が特に異議を唱えなかった場合には無効とはならないと考えられている。

3 一方、特別利害関係取締役が議長となって議決した場合は、不公正な審議がされかねないことから無効と考えられている。前記平成7年東京地判及び同8

年東京高判もこの考え方に立っている。但し、この場合においても、無効とされる場合は、議事進行が不公正であった場合に限定されるとする見解もある。

4 取締役会の決議が無効とされる場合、これに基づく行為、とりわけ、代表取締役の行為の第三者との間の効力が問題となる。取締役会の決議を要する法の趣旨と取引安全保護の必要性との比較衡量により判断されることとなる（相対的無効）。

【参考文献】

- ・森本滋「取締役会の決議」落合誠一編著『会社法コンメンタール8 - 機関2』291頁以下（株式会社商事法務、2009年）
- ・早川勝「取締役会の決議」酒巻俊雄、龍田節編集代表『逐条解説会社法第4巻機関・1』573頁以下（株式会社中央経済社、2008年）
- ・渡邊剛「取締役会の決議」江頭憲治郎、中村直人編著『論点整理会社法3株式会社Ⅲ』217頁以下（第一法規株式会社、2012年）